

## 第5編 加須市新型インフルエンザ等対策行動計画

## 第1章 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

2013年（平成25年）4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様危険性があり、社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と併せて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 市行動計画の作成

特措法の施行を受け、政府は2013年（平成25年）6月に、特措法第6条の規定に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を新たに作成した。また、県においても、それにあわせて特措法第7条第1項の規定に基づく「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市では、特措法第8条第1項の規定に基づき、「加須市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を作成した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市民に対する予防接種の実施方法等を定めており、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

### 3 対象範囲

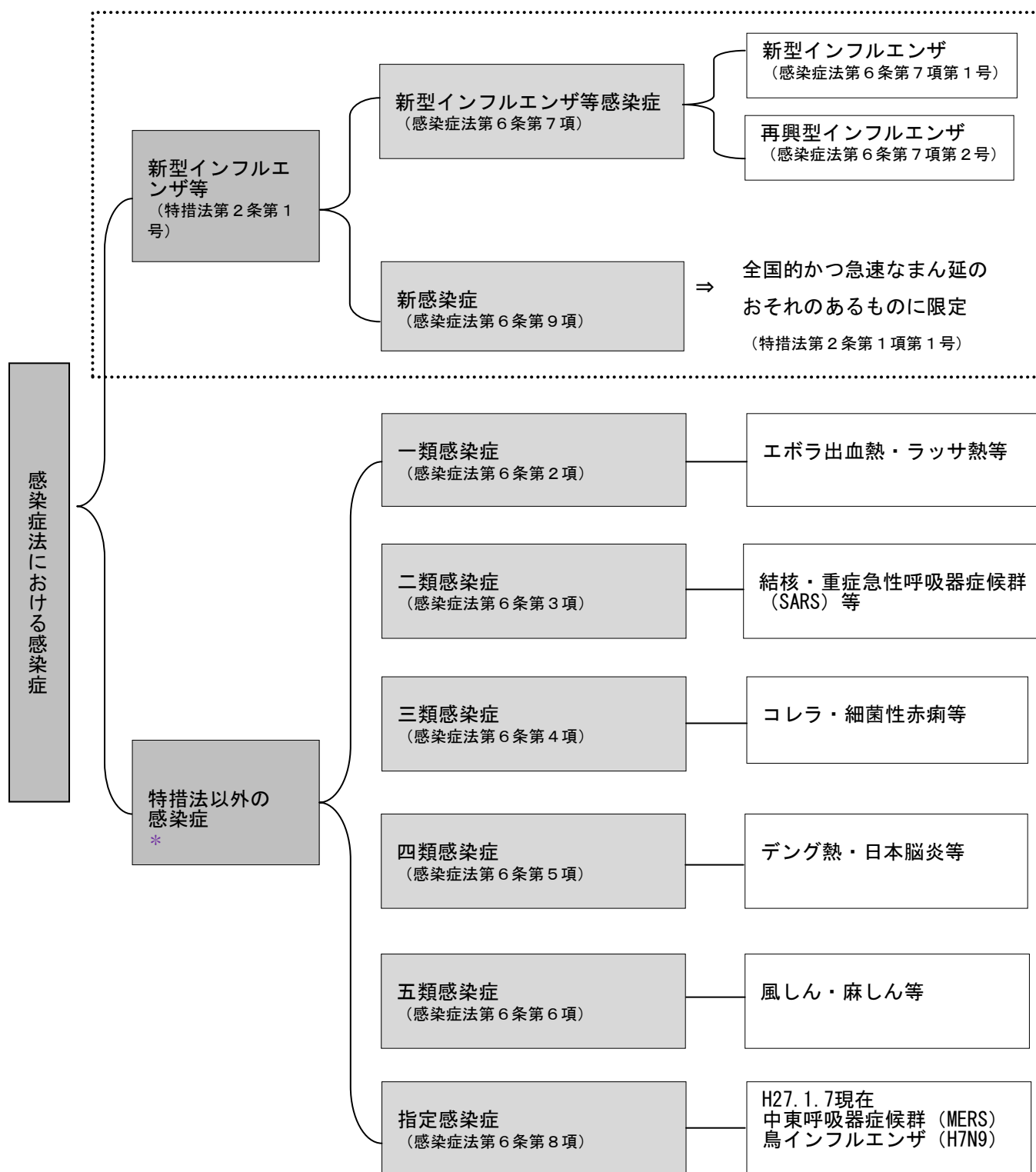
市行動計画の対象とする感染症は、政府行動計画及び県行動計画に加え、特措法以外の感染症においても以下のとおり対象の範囲とする。

また、市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの
- ・感染症法第6条第2項から第6項まで及び第8項に規定する感染症

なお、特措法以外の感染症についても、関係部局における認識の共有を図るとともに連携を強化し、市内一体となった対策を推進していくことから、本市では、この計画に準じて対策を行うこととする。

## 加須市における本計画での対象範囲



⋯⋯⋯ 特措法に基づく対象範囲

\* 特措法以外の感染症における疾患（分類）については、参考資料に添付する。

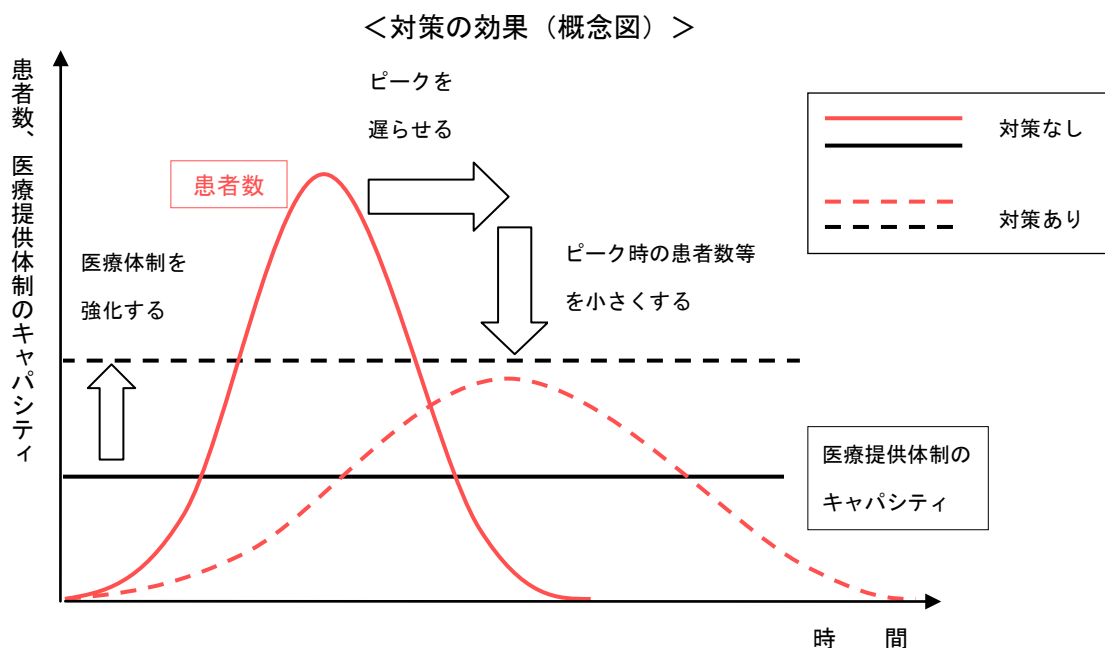
## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、本県及び本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として国、県及び関係機関等と連携して対策を講じていく。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
  - ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザ等のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないことから病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

市行動計画においては科学的知見及び国等の対策も視野に入れながら、地理的な条件、人口の集中、交通機関の発達等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指し、対策を組み立てていくこととする。

その上で、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、「第3章 各発生段階における対策」において発生段階ごとに記載する。）

## 3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え又は発生した時には、国、県及び関係機関等と連携を図りながら、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請や、不要不急の外出の自粛、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限が加わる場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### **(3) 関係機関相互の連携協力の確保**

加須市新型インフルエンザ等災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市災害対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行うよう要請する。

### **(4) 記録の作成・保存**

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階から、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## **4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等**

### **(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定**

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念されている。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を示しているが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得ることから、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画、県行動計画等を踏まえ、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

	全 国		埼 玉 県		加 須 市	
医療機関の 受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約75万人～ 約140万人		約1万2千人～ 約2万2千人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院 患者数	約53万人	約200万人	約3万人	約11万人	約500人	約2,000人
死亡者数	約17万人	約64万人	約9,500人	約3.6万人	約150人	約600人

- ・入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定

#### 【参考】

平成24年10月1日の推計人口

日 本 総 人 口           127,515千人

埼 玉 県 総 人 口           7,212千人

加 須 市 総 人 口           117千人

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画・県行動計画等を踏まえると、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患し、り患者は1週間から10日間程度り患し欠勤する。り患した従業員の大部分は、治癒後、一定の欠勤期間を経て（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。
- ・不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予測されるとともに、学校・保健施設等の臨時休業や、外出の自粛等により、経済・社会活動が縮小し、様々な場面で市民の生活に影響が出ることが懸念される。

## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的

確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（特措法第3条第1項）

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力に努める。

新型インフルエンザ等の発生前には、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

## (2) 埼玉県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

特措法及び感染症法に基づき措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に的確な判断が求められる。

また、市町村や関係機関等と緊密な連携を図り、県内において、市町村や関係機関等が実施する対策を総合的に調整・推進する。

## (3) 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生した時は、政府対策本部の基本的対処方針や県の対処方針等を踏まえ、市内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

市は、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国が政府の行動計画に基づき定める「基本的対処方針」等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生・流行に伴い、市民の健康被害や社会・経済的被害が予想されることから、関係機関と連携を図り、新型インフルエンザ等の対策を推進するため、全庁



的な危機管理体制を整備し、発生した場合の実施体制や役割分担を予め、共通の理解のもとに共有しておくことが重要である。

## **ア 組織体制**

市の新型インフルエンザ等対策の組織体制としては、市長を本部長とする「加須市災害対策本部」を設置し、全庁的な体制のもと対策を推進する。

新型インフルエンザ等対策の推進に当たっては、加須保健所や加須医師会、加須市歯科医師会及び加須市薬剤師会の関係機関及び民生委員・児童委員協議会や母子愛育連合会などの関係団体との連携協力が不可欠であることから、連携・協力体制を確保する。

### **(7) 加須市災害対策本部**

#### **a 所掌事務**

- (a) 新型インフルエンザ等に係る情報収集及び情報提供に関すること。
- (b) 新型インフルエンザ等の感染防止に関すること。
- (c) 関係機関等との連絡調整及び連携に関すること。
- (d) その他新型インフルエンザ等の対策に関する重要な事項の決定に関すること。

#### **b 組織**

第2編第3章第3節災害対策本部・活動体制に掲載

### **(4) 加須市危機対策会議**

新型インフルエンザ等の発生によって、市民の生活に重大な被害を及ぼしたり、経済に重大な被害を及ぼしたりする事案等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に設置する。

#### **a 所掌事務**

- (a) 危機情報の収集に関すること。
- (b) 危機対応策の検討に関すること。
- (c) その他必要な危機対策に関すること。

#### **b 組織**

加須市危機対策会議設置要綱（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）第3条に規定

### **(ウ) 新型インフルエンザ等予防対策会議**

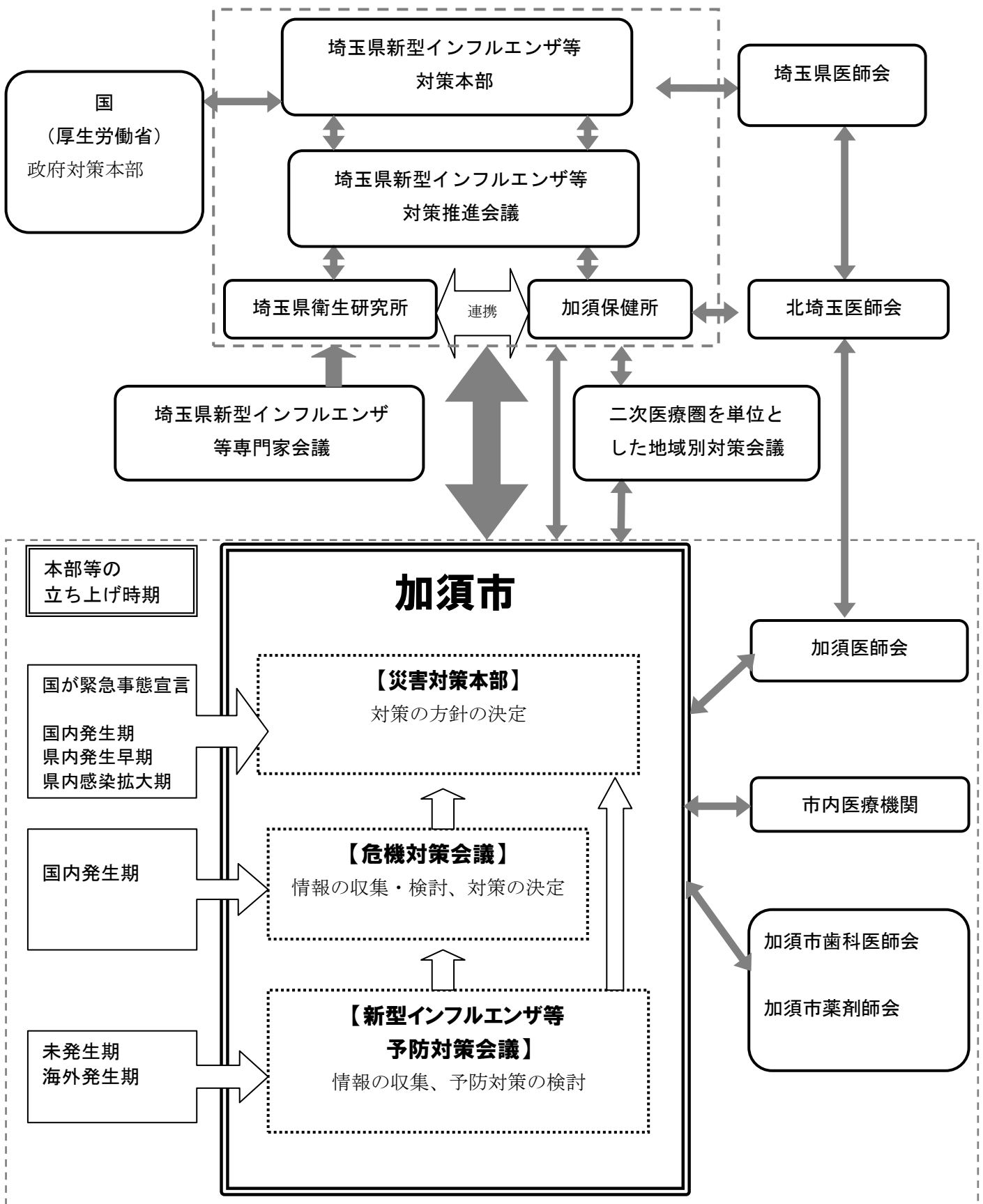
#### **a 所掌事務**

- (a) 新型インフルエンザ等の情報収集に関すること。
- (b) 新型インフルエンザ等の予防対策の検討に関すること。
- (c) その他必要な予防対策に関すること。

#### **b 組織**

関係部課長

c 推進体制図



#### (4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関<sup>※</sup>は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。（特措法第3条第5項）

※ 医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ、又は知事が指定する者

#### (6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者<sup>※</sup>（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や、重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。（特措法第4条第3項）

※ 医療の提供業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

#### (7) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求めら

れる。(特措法第4条第1項及び第2項)

## **(8) 市民の役割**

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用等咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルでも食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。(特措法第4条第1項)

## **6 市行動計画の主要7項目**

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的（「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」）を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び県行動計画との整合性を図り、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 予防接種」、「(6) 医療」、「(7) 市民生活及び経済の安定の確保」の7項目に分けて立案した。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

### **(1) 実施体制**

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国・県・市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国・県・市及び事業所等が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが重要である。

### **(2) サーベイランス・情報収集**

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し、判断につなげ、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

### (3) 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

### (4) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにもつながる。

個人対策や地域対策、職場対策などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定し、又は実施している対策の縮小・中止を行う。

### (5) 予防接種

#### ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

市は、国や県等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

#### イ 特定接種

##### (7) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び経済の安定を確保するために、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりとする。

- a 医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものうちこれらの業務に従事するもの（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に

限る。)

- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種の対象となる業種・職務については政府行動計画等において示している。

#### (イ) 特定接種の接種体制

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対して、自らが実施主体となり、原則として集団的接種により接種を行うこととなるため、接種が円滑に行えるよう、接種対象者、接種順位等をあらかじめ検討し、接種体制を整える。

### ウ 住民接種

#### (7) 住民接種の種類

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして市民に対する予防接種の枠組みができたことから、市は、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種（臨時の予防接種）を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種（新臨時接種）を行う。

#### (イ) 接種対象者

住民接種は、原則として市内に居住する者（短期在留外国人を含む。）すべてを対象とする。他に、市内の医療機関に勤務している医療従事者及び入院している患者に対しても、接種を実施する場合も考えられる。

#### (ウ) 接種順位

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者を、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることが整理されているが緊急事態宣言がされている事態においては、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者（基礎疾患により入院中又は通院中の者）
  - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置くことが考えられているが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方やこれらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえて決定される。

重点	新型インフルエンザのタイプ	接 種 順 位			
		1位	2位	3位	4位
えること 重症化、死亡を可能な限り抑	接種対象者のうち重症化しやすい順位	1位	2位	3位	4位
	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	成人・若年者	小児	高齢者
	医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者				
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	高齢者	小児	成人・若年者
	医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者				
	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	小児	高齢者	成人・若年者
医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者					
守ること 我が国の将来を	成人・若年者に重症者が多いタイプ	小児	医学的ハイリスク者	成人・若年者	高齢者
	小児>医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者				
	高齢者に重症者が多いタイプ	小児	医学的ハイリスク者	高齢者	成人・若年者
	小児>医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者				
え、我が国の将来を守ること 重症化、死亡を可能な限り抑	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	小児	成人・若年者	高齢者
	医学的ハイリスク者>小児>成人・若年者>高齢者				
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	小児	高齢者	成人・若年者
	医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者				

### (I) 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

### (オ) 留意点

特定接種と住民接種は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性、その際の医療提供・市民生活・経済の状況等に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施する。

## (6) 医療

市は県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力をする。

#### **(7) 市民生活及び経済の安定の確保**

新型インフルエンザは、多くの市民が患い、各地域での流行が約8週間程度続くといわれている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限にとどめるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。一般の事業者・団体及び市民においても事前の準備を行うことを働きかけるとともに、高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯）の生活の安定確保に配慮する。



### 第3章 各発生段階における対策

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、市は国が政府行動計画に基づき定める基本的対処方針及び県が県行動計画等を踏まえて検討する県内の新型インフルエンザ等対策の実施方針等を踏まえ、市行動計画に基づき対応する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

〈加須市における発生段階〉

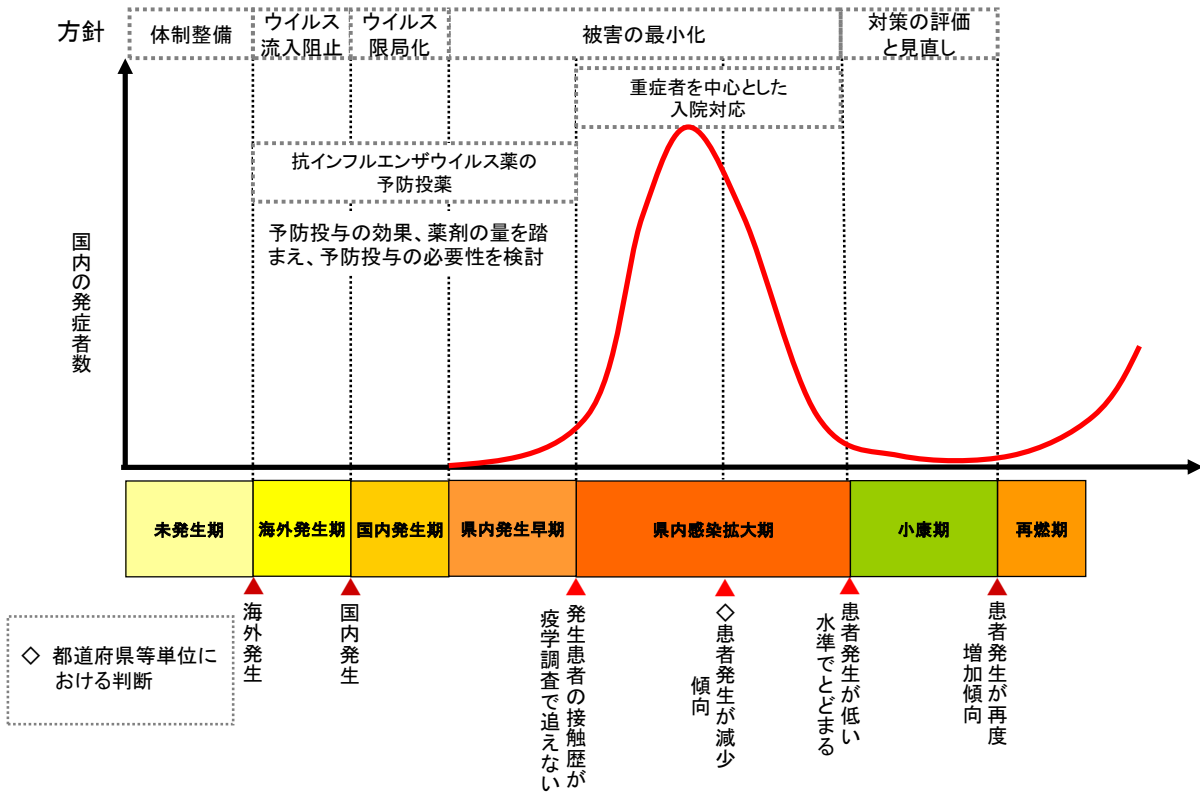
発生段階	状態	組織体制
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していないが、発生するおそれがある状態	新型インフルエンザ等予防対策会議
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	新型インフルエンザ等予防対策会議
国内発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態	危機対策会議 災害対策本部
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	災害対策本部
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	災害対策本部
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	災害対策本部

※ 特措法第34条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされたときは、直ちに「加須市災害対策本部」を設置する。

また、緊急事態宣言がされない場合においても、「政府新型インフルエンザ等対策本部」が設置され、「埼玉県新型インフルエンザ等対策本部」が設置された場合において、国や県の初動の基本的対処方針等を確認したうえで、状況に応じて、「加須市災害対策本部」を設置する。

なお、国内発生時期以降は緊急事態宣言がされない場合においても、「加須市災害対策本部」を設置するものとする。

# 発生段階と方針



※ 再燃期は、患者の発生が再び増加傾向を示した状態

**【発生段階ごとの対策の概要】**

## 1 未発生期（国内・海外未発生期）

予想される状況
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 県、関係機関等との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等と連絡を図り、体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

### (1) 実施体制

（◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、職員課、環境経済課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署）

#### ア 市行動計画等の作成・見直し

市は特措法の規定に基づき、県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え市行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。

#### イ 実施体制の整備等

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、健康医療部長を長とする「加須市新型インフルエンザ等予防対策会議」において、関係部局における認識の共有を図るとともに、連携を強化し、庁内一体となった対策を推進する。
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備えた市の体制及び取組等に対して、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者等に意見を求める。
- (ウ) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え発生時の業務の継続について検討を進め、市行動計画の作成・随時見直しを行う。
- (エ) 市は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。
- (オ) 市は、県、他の市町村及び指定（地方）機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から、連携体制の確保、対策等の情報の共有、訓練等を実施する。

### (2) サーベイランス・情報収集

（◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、環境政策課、農業振興課、保育

## 幼稚園課、環境経済課、高齢者福祉課、学校教育課)

### ア 情報収集

市は、国や県、関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

### イ 通常のサーベイランス

- (ア) 市は、県とともに、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、県内の医療機関において患者発生の変向を調査し、流行状況について把握する。
- (イ) 市は、県とともにインフルエンザ等による入院患者及び死亡者の発生変向を調査し、重症化の状況を把握する。
- (ウ) 市は、県とともに、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を把握し、インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知する。

## (3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、環境政策課、農業振興課、保育幼稚園課、環境経済課、高齢者福祉課、学校教育課)

### ア 継続的な情報提供

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策(一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の旅行の自粛等の呼びかけ等)について各種媒体を利用し、市民に対して継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- (イ) 市は、マスク着用等咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- (ウ) 市は、県が提供する、感染症発生変向調査における県内のインフルエンザの流行状況や感染対策等について、市ホームページ、広報媒体等により、市民に対して情報提供を行う。

### イ 体制整備等

- (ア) 市は、国が行う県、市町村や関係機関等とのメールや電話、インターネット等を活用した緊急時の情報提供・共有体制の構築に協力する。  
コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体の検討(対策の決定プロセスや対策の理由、実施主体、個人情報と公益性への配慮等)を行うとともに、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- (ウ) 市は、国や県の要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口等の設置を準備する。

## (4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、職員課、農業振興課、社会福祉

**課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、環境経済課、学校教育課、図書館課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)**

**ア 個人における対策の普及**

- (ア) 市は、市民等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等へ連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について理解促進を図る。
- (イ) 市は、学校等と連携し児童、生徒、学生等の健康管理について検討する。
- (ウ) 市は、市民等に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。

**イ 地域対策・職場対策の周知**

- (ア) 市は、新型インフルエンザ発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

**ウ 衛生資器材等の供給体制の整備**

市は、県が行う衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況の把握等について、適宜協力する。

**エ 水際対策**

市は、県等からの要請に応じ、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等についての取組等に適宜協力する。

**(5) 予防接種**

**(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課)**

**ア ワクチンの生産、流通等に関する情報の収集**

市は、県や国等と連携し、ワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

**イ 基準に該当する事業者の登録**

市は、県と連携し、国が行う特定接種に係る事業者の登録事務の受付、基準に該当する事業者の登録事業者としての登録について適宜協力する。

**ウ 接種体制の構築**

**(7) 特定接種**

- a 市は、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。
- b 市は、国に協力し、市内の登録事業者に対して、接種体制を構築するよう要請

する。

#### (イ) 住民接種

- a 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対して速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- b 市は、円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- c 市は、速やかに予防接種を行うことができるよう、医師会、事業者及び学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国による技術的支援（接種体制の具体的なモデルの提示等）を受け、準備を進める。

#### エ 情報提供

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的情報を市民に対して提供し、理解促進を図る。

### (6) 医療

#### (◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課)

##### ア 地域医療体制の整備

- (ア) 市は、保健所が主催する地域別対策会議に参画し、密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備について検討する。
- (イ) 市は、県とともに、専用外来を行う医療機関、感染症指定医療機関等について、設置の準備や入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、市は、県とともに、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進める。

#### 【参考】

感染症指定医療機関の状況（平成26年4月1日現在）

第一種感染症指定医療機関：1か所

第二種感染症指定医療機関：10か所（うち、結核病床を有する医療機関：4か所）

##### イ 県内感染拡大期に備えた医療の確保

###### 医療提供の調整・検討等

市は、以下の点に留意して、県内感染拡大期に備えた医療の確保に取り組む。

- (ア) 市は、国及び県とともに、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応

じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

- (イ) 市は、県とともに、地域の実情に応じ、指定地方公共機関である感染症指定医療機関等、公的医療機関等において優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。
- (ウ) 市は、県が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む）等を試算する。
- (エ) 市は、県とともに、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- (オ) 市は、県とともに、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

#### **ウ 手引き等の策定、研修等**

- (ア) 市は、国及び県とともに、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。
- (イ) 市は、国及び県と連携し、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

#### **エ 医療資器材の整備**

市は、医療資器材（個人防護具等）の備蓄・整備を進める。

#### **オ 医療機関等への情報提供体制の整備**

市は、国及び県が行う新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制整備に協力する。

#### **カ 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給体制の確保**

国及び県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国が示す量を目安として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

#### **【参考】**

埼玉県における備蓄状況（平成26年3月末現在）

オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル） 134万人分

ザナミビル水和物（商品名：リレンザ） 29.92万人分

#### **(7) 市民生活及び経済の安定の確保**

（◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、総務課、市民課、産業雇用



**課、社会福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、市民税務課、環境経済課)**

**ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援**

市は、国及び県の要請を受け、高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、具体的手続きを検討する。

**イ 火葬能力等の把握**

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

**ウ 物資及び資材の備蓄等**

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。
- (イ) 市は、個人・家庭に対する食料等備蓄の呼びかけを行う。

## 2 海外発生期

予想される状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li><li>・国内では新型インフルエンザ等患者は発生していない状態</li><li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li></ul>
目的
<ol style="list-style-type: none"><li>1) 国内の状況等を注視しつつ、発生が遅延と早期発見に努める。</li><li>2) 国内の発生に備えて体制の整備を行う。</li></ol>
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"><li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li><li>2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li><li>3) 海外での発生状況について、注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業所及び市民等に準備を促す。</li><li>4) 市民生活及び経済の安定のための準備、予防接種の準備等、国内・県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li></ol>

### (1) 実施体制

#### (◎健康づくり推進課、危機管理防災課、環境経済課)

##### ア 体制強化等

- (ア) 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、速やかに「新型インフルエンザ等予防対策会議」を設置し、情報の集約・共有・分析を行う。
- (イ) 市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、内閣総理大臣が政府新型インフルエンザ等対策本部を設置し、かつ、県知事が県新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、市長の判断により、必要に応じて市長を本部長とする「加須市危機対策会議」を開催し、国の基本的対処方針及び県の初動対処方針等を確認し、市行動計画に基づく対策を行う。
- (ウ) 市は、県等と連携して、国の基本的対処方針等を医療機関、事業所及び市民に広く周知する。

##### イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

市は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と国において判断された旨の情報を得た場合には、感染症法等に基づく対策を実施する。

## (2) サーベイランス・情報収集

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、高齢者福祉課、保育幼稚園課、環境経済課、学校教育課)

### ア 情報収集等

市は、引き続き、国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、症状、症例定義、致命率、治療法等）を収集する。

### イ サーベイランスの強化等

- (ア) 市は、国及び県とともに、引き続き、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。
- (イ) 市は、国及び県とともに、感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。
- (ウ) 市は、国及び県とともに、引き続き国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。

## (3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、高齢者福祉課、保育幼稚園課、環境経済課、学校教育課)

### ア 市民への情報提供

- (ア) 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策及び国内・県内発生時に必要となる対策等をテレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- (イ) 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

### イ 関係機関との情報共有

市は、国、県及び関係機関等と、インターネット等の活用により対策の理由やプロセス等について、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

### ウ 相談窓口の設置

- (ア) 市は、国や県からの要請を受け、国から配布される相談対応に関するQ&A等を参考にしながら、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供に努める。
- (イ) 市は、市民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映する。

#### (4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、秘書広報課、政策調整課、総務課、職員課、社会福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課、図書館課、市民税務課、環境経済課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

##### ア 市内でのまん延防止対策の準備

市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、国及び県と相互に連携し、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

##### イ 感染症危険情報の発出等

市は、県と連携し、市民に対し、国から発出される感染症危険情報等を基に、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起等（渡航の延期、滞在国等で感染が疑われる場合の対応等）を行う。

##### ウ 水際対策

市は、県等からの要請に応じて、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、必要に応じて保健所において必要な健康監視等の対応をとる取組等に適宜協力する。

#### (5) 予防接種

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課)

##### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、引き続き、国や県等と連携し、ワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

##### イ 接種体制

###### (7) 特定接種

市は、国が特定接種を実施することを決定した場合は、国が基本的対処方針において定める特定接種の具体的運用等に基づき、職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

###### (1) 住民接種

- a 市は、国及び県と連携し、特措法第46条の規定に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- b 市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画等に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

###### (ウ) 情報提供

市は、国及び県と連携し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

## (6) 医療

### (◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課、市民相談室)

#### ア 新型インフルエンザ等の症例定義

市は、県とともに、医療機関に対して、国が定めた症例定義を周知し、新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合には、直ちに保健所へ届出を行うとともに、検体を採取するよう要請する。

#### イ 医療体制の整備

- (ア) 市は県と連携して、感染症指定医療機関等に対して、外来・入院医療体制の確保について要請するとともに、必要な場合には、各医療機関において受入れ可能な外来・入院患者数等を把握する。
- (イ) 市は、県とともに、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来を設置するよう要請する。
- (ウ) 市は、県とともに、専用外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、加須医師会などの協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療体制を整備する。
- (エ) 市は、県とともに、専用外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- (オ) 市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体については、衛生研究所で亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。

#### ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

市は、県とともに、帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。

#### エ 陰圧テントの貸出

市は、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントの貸出しに協力する。

#### オ 医療機関等への情報提供

市は、国及び県から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

#### カ 抗インフルエンザウイルス薬等の整備・使用

市は、国及び県と連携し、医療機関に対し、提供された抗インフルエンザウイルス

薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

## **(7) 市民生活及び経済の安定の確保**

**(◎ 健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、市民相談室、市民課、産業雇用課、社会福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、市民税務課、環境経済課)**

### **ア 事業者の対応**

市は、国及び県が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策を実施するための準備の要請等について、適宜協力する。

### **イ 遺体の火葬・安置**

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### **ウ 新型インフルエンザ等発生時の高齢者世帯及び障がい者世帯への生活支援等**

市は、未発生期に定めた手続き等に基づき、高齢者世帯及び障がい者世帯への生活支援等を準備する。

### 3 国内発生期

予想される状況
○埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態
目的
1) 発生の遅延と県内発生への早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 2) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。 3) 市民生活及び経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。 4) 県内未発生であっても、政府対策本部が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を県が受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。

#### (1) 実施体制

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、環境経済課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

##### ア 実施体制の強化等

- (ア) 市は、必要に応じ、加須市危機対策会議又は災害対策本部会議を開催し、国の基本的対処方針及び県の対処方針等を確認し、県内発生早期又は県内感染拡大期に備えた対策を検討し、全庁一体となって対応に当たる。
- (イ) 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえて、基本的対処方針を変更した場合は、その内容を確認し、県等と連携して、医療機関、市民等に広く周知する。

##### イ 緊急事態宣言の措置

国は国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であると判断した場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、原則として、発生区域の存在する都道府県及び隣接県としてお

り、埼玉県がその指定を受けた場合は、通常に対応に加え、更に積極的な感染対策等を講ずるものとする。なお、全国的な人の交流起点となっている区域で発生している場合は、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域が指定される場合もあり得ることに留意する。

これを受けて、市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市災害対策本部を特措法に基づかない設置から特措法第34条第1項の規定に基づく市災害対策本部へ移行する。

## **(2) サーベイランス・情報収集**

**(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、保育幼稚園課、環境経済課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)**

### **ア 情報収集等**

市は、引き続き、国や県、医療機関から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等）を収集する。

### **イ サーベイランスの強化等**

市は、県等と連携して感染症に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、サーベイランス、情報収集に関しての取組等に協力する。

## **(3) 情報提供・共有**

**(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、保育幼稚園課、環境経済課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)**

### **ア 情報提供**

(ア) 市は、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(イ) 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校保育施設等や職場での感染対策について情報を適切に提供する。

(ウ) 市は、市民から健康相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(エ) 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。



## イ 情報共有

市は、国、県及び関係機関等と、インターネット等の活用により、対策の理由やプロセス等について、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

## ウ 相談窓口の体制充実・強化

(ア) 市は、国や県からの要請を受け、市民からの相談の増加に備え、相談窓口等の体制の充実・強化を図る。

(イ) 市は、国から配布される相談対応に関するQ&Aが改定された場合は、速やかに相談等に活用し、情報提供に反映する。

## (4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、秘書広報課、政策調整課、総務課、職員課、社会福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課、図書館課、市民税務課、環境経済課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

### ア 県内でのまん延防止対策

(ア) 市は、県と連携し、引き続き、市民等に対し、国から発出される感染症危険情報等を基に、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起等を行う。

(イ) 市は、県内未発生期であっても、地域全体で積極的な感染対策を講じることで、流行のピークを遅らせることが重要であることから、県等と連携して、市民や事業者等に対して、次の要請を行う。

a 市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い、人混みを避けること、又は時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

b 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、県内で発生した場合の学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や保育所（園）・幼稚園での登園自粛等を検討し、又は学校等の設置者に検討を要請する。

d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

e 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

## イ 水際対策

市は、県等からの要請に応じ、引き続き、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、必要に応じて保健所において必要な健康監視等の対応を採る取組等に適宜協力する。

なお、国は、国内の状況等を踏まえ水際対策の合理性が認められなくなった場合には、その措置を縮小することとしている。

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、県等が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置等も踏まえ、必要に応じて、次の対策を行う。

### (7) 外出自粛の要請等

市は、県が、特措法第45条第1項の規定に基づき、県民に対して、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策を徹底するよう要請した場合は、市民等に周知する。

### (4) 施設の使用期限の要請等

- a 市は、県が特措法第45条第2項又は第3項の規定に基づき、学校、保育施設等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めて、施設の使用期限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等をした場合は、市民や施設所有者等に周知するとともに、市有施設等について、必要な措置を講じる。
- b 市は、県が特措法第24条第9項又は、第45条第1項若しくは、第45条第3項の規定に基づき、学校、保育施設以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請等をした場合は、市民や施設所有者等に周知するとともに、市有施設等について、必要な措置を講じる。

## (5) 予防接種

### (◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課)

#### ア ワクチンの供給等

市は、県や国等と連携し、ワクチンの供給準備等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

#### イ 接種体制

##### (7) 特定接種

市は、海外発生期に引き続き、特定接種を進める。

##### (4) 住民接種

- a 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報等を踏まえ、市民等へ接種に関する情報提供を行う。
- b 市は、パンデミックワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て接種を開始

する。

- c 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校等の公的な施設を活用し、又は医療機関へ委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

#### **(ウ) 緊急事態宣言がされている場合の措置**

市は、緊急事態宣言がされている場合には、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### **(6) 医療**

#### **(◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課、秘書広報課、市民相談室)**

##### **ア 医療体制の整備**

市は、県とともに、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る専用外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を海外発生期に引き続き継続する。

##### **イ 陰圧テントの貸出**

市は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。

##### **ウ 患者への対応等**

(ア) 市は、県とともに国と連携し、必要と判断した場合に、埼玉県衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行うため、感染が疑われる患者から採取した検体を搬送する。

(イ) 市は、県とともに国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露（ばくろ）した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

##### **エ 医療機関等への情報提供**

市は、引き続き、国及び県から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

##### **オ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用**

市は、国及び県とともに、県内発生早期・県内感染拡大期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

##### **カ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指

定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## **(7) 市民生活及び経済の安定の確保**

**(◎ 健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、市民相談室、市民課、産業雇用課、社会福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、水道課、市民税務課、環境経済課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)**

### **ア 事業者の対応**

(ア) 市は、国及び県が行う県内の事業者に対する発生状況等の情報収集、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策の開始に関する要請等について、適宜協力する。

(イ) 市は、国が行う、登録事業者に対する事業継続に向けた準備等の要請について、適宜協力する。

### **イ 市民・事業者への呼びかけ**

(ア) 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行動をとるよう呼びかける。

(イ) 市は、県等が行う事業者等に対する食料品、生活必需品等の価格の高騰、買い占めや売り惜しみの防止・回避等に係る要請等について、適宜協力する。

### **ウ 遺体の火葬・安置**

市は、県等からの要請を踏まえ、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

### **エ 新型インフルエンザ等発生時の高齢者世帯、障がい者世帯等への生活支援等**

市は、関係団体の協力を得ながら、高齢者世帯、障がい者世帯等への生活支援等を行う。

### **オ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

#### **(7) 事業者の対応等**

市は、国から示される事業者の事業継続のための法令の弾力的運用の周知について、適宜県に協力する。

#### **(イ) 水の安定供給**

市は、浄水・配水設備等の保守点検、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### **(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ**

市は、県等と連携して、市内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を

開始するとともに、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

**(イ) 生活関連物資等の価格の安定等**

市は、県等と連携して、市民生活・経済の安定のために、物資の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買い占め又は売り惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### 4 県内発生早期

予想される状況
○埼玉県内で新型インフルエンザ等が発生し、接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的
1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。国の緊急事態宣言に基づき、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

##### (1) 実施体制

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、環境経済課)

##### ア 実施体制

- (ア) 市は、県内での発生が確認された場合は、速やかに「加須市災害対策本部会議」を開催し、県内発生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大に備えた対応を検討する。
- (イ) 市内での患者発生が国内初発の場合は、国が決定した対策の基本的対処方針等を踏まえ、「加須市災害対策本部会議」を開催し、県内発生早期以降における対策等を協議する。
- (ウ) 市は、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、国が発生初期の段階において、県に対する支援のために必要があると認めるときに設置する政府新型インフルエンザ等現地対策本部との連携を図る取組等に適宜協力する。

## イ 緊急事態宣言の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針等に基づき、必要に応じ国内発生期に準じた対応をとる。

### (2) サーベイランス・情報収集

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、保育幼稚園課、環境経済課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

#### ア 情報収集

国内未発生期の記載を参照

#### イ サーベイランスの強化等

市は、県等と連携して感染症に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、サーベイランス、情報収集に関しての取組等に協力する。

### (3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、保育幼稚園課、環境経済課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

#### ア 情報提供

国内発生期の記載を参照

#### イ 情報共有

国内発生期の記載を参照

#### ウ コールセンター等の継続

(ア) 市は、国や県からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口等の相談体制を継続する。

(イ) 市は、国から配布される相談対応に関するQ & Aが改定された場合は、速やかに相談等に活用し、情報提供に反映する。

### (4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、秘書広報課、政策調整課、総務課、職員課、社会福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、生涯学習課、スポーツ振興課、学校教育課、図書館課、市民税務課、環境経済課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

#### ア 県内でのまん延防止対策

(ア) 市は、県等と連携し、市民や事業者等に対して、直接又は団体等を経由して、次の要請を行う。

a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- b 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）や保育所（園）・幼稚園での登園自粛等を適切に行い、又は行うよう学校等の設置者に要請する。
- d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

(イ) 市は、県等と連携し、関係機関等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

## イ 水際対策

国内発生期の記載を参照

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、県等が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置等も踏まえ、必要に応じ、次の対策を行う。

### (7) 外出自粛の要請等

国内発生期の記載を参照

### (イ) 施設の使用期限の要請等

国内発生期の記載を参照

## (5) 予防接種

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課)

### ア 特定接種、住民接種

国内発生期の記載を参照

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

## (6) 医療

(◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課)

### ア 医療体制の整備

(ア) 市は、県とともに、引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制及び専用外来における診療、患者の入院措置等を実施する。

(イ) 市は、県とともに、県内感染拡大期に至らない段階であっても、以下の場合等、



専用外来の意義が低下した場合には、県及び保健所設置市<sup>※</sup>（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市をいう。）の判断により、専用外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く。）で診療する体制に切り替えるとともに、感染症に基づく入院措置を中止する。

- a 専用外来以外の一般外来から新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、専用外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合
- b 専用外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合
- c 隣接する都県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、専用外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合
- d 国から要請があった場合

(ウ) 病原性が低いと判明する等により、専用外来の実施の必要性がなくなった場合には、国の判断を受け、新型インフルエンザ等専用外来及び帰国者・接触者相談センターを中止する。

※ 埼玉県内では、さいたま市及び川越市

#### イ 陰圧テントの貸出

市は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントの貸出しに協力する。

#### ウ 患者への対応等

(ア) 市は、県とともに国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

また、(6)ア(イ)のように患者数が増加した段階では、入院治療は重症者等に限定する。

(イ) 市は、県とともに国と連携し、必要と判断した場合に、埼玉県衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行うため、感染が疑われる患者から採取した検体を搬送する。

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものとし、(6)ア(イ)、(ウ)のように患者数が増加した場合及び病原性が低いと判明した場合は重症者等に限定する。

(ウ) 市は、国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露（ばくろ）した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移

送する。

#### **エ 医療機関等への情報提供**

市は、引き続き、国及び県から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

#### **オ 在宅で療養する患者への支援**

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

#### **カ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

市は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

### **(7) 市民生活及び経済の安定の確保**

（◎ 健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、市民相談室、総務課、資源リサイクル課、市民課、産業雇用課、社会福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、水道課、市民税務課、環境経済課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署）

#### **ア 事業者の対応**

国内発生期の記載を参照

#### **イ 市民・事業者への呼びかけ**

国内発生期の記載を参照

#### **ウ 遺体の火葬・安置**

国内発生期の記載を参照

#### **エ 新型インフルエンザ等発生時の高齢者世帯、障がい者世帯等への生活支援等**

国内発生期の記載を参照

#### **オ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

##### **(7) 事業者の対応等**

国内発生期の記載を参照

##### **(イ) 水の安定供給**

国内発生期の記載を参照

##### **(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ**

国内発生期の記載を参照

**(I) 生活関連物資等の価格の安定等**

国内発生期の記載を参照

## 5 県内感染拡大期

予想される状況
○埼玉県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） ○国内では、国内感染期にある。 ○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） ○国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的
1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 県内及び市内の発生状況等から、市の実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、環境経済課)

#### ア 実施体制等

市は、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期に入った旨公示し、県が、

県内感染期に入ったことを宣言したときは、「加須市災害対策本部会議」を開催し、県内感染期における対策等を検討、実行する。

#### **イ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

##### **(7) 対策本部の移行**

国内発生期の記載を参照

##### **(4) 県等の緊急事態措置の代行**

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置に係る事務等を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づき、県に対して措置の全部又は一部の代行を要請する。

##### **(ウ) 他の市町村等による依頼**

市は、緊急事態措置の実施にあたり必要があると認める場合は、特措法の規定に基づき、他の市町村に対する応援等の要請を検討する。

#### **(2) サーベイランス・情報収集**

**(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、秘書広報課、保育幼稚園課、環境経済課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)**

##### **ア 情報収集**

国内発生期の記載を参照

##### **イ サーベイランス**

市は、県等と連携して感染症に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、サーベイランス、情報収集に関しての取組等に協力する。

#### **(3) 情報提供・共有**

**(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、秘書広報課、保育幼稚園課、環境経済課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)**

##### **ア 情報提供**

国内発生期の記載を参照

##### **イ 情報共有**

国内発生期の記載を参照

##### **ウ コールセンター等の継続**

(ア) 市は、国や県からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口等の相談体制を継続する。

(イ) 市は、国から配布される相談対応に関するQ & Aが改定された場合は、速やかに相談等に活用し、情報収集に反映する。

## エ 緊急事態が宣言されている場合の措置

市は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ国内発生期において緊急事態宣言がされている場合と同様の措置を講じる。

### (4) 予防・まん延防止

**(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、秘書広報課、政策調整課、総務課、職員課、商業観光課、社会福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、生涯学習課、スポーツ振興課、学校教育課、図書館課、市民税務課、環境経済課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)**

#### ア 県内でのまん延防止対策

(ア) 市は、県等と連携し、市民や事業者等に対して、直接又は団体等を経由して、次の要請を行う。

a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

b 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や保育所（園）・幼稚園での登園自粛等を適切に行い、又は行うよう学校等の設置者等に要請する。

d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

(イ) 市は、県等と連携し、関係機関等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

#### イ 水際対策

国内発生期の記載を参照

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、県等が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置等も踏まえ、必要に応じ、次の対策を行う。

##### (7) 外出自粛の要請等

国内発生期の記載を参照

##### (1) 施設の使用期限の要請等

国内発生期の記載を参照

## (5) 予防接種

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課)

### ア 特定接種、住民接種

国内発生期の記載を参照

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

## (6) 医療

(◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課)

### ア 医療体制の整備

市は、県とともに、専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

### イ 患者への対応等

(ア) 市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

(イ) 市は、県とともに国と連携し、県内感染拡大期に至った段階で、医療機関からの検体採取について、以下に示した状況等において県等が必要と判断した場合に実施する。

また、検査のキャパシティから全ての検査が困難である場合には、公衆衛生検査上の観点から実施の優先順位を判断する。

a 確定診断が治療方針に大きく影響する重症患者

b 集団発生に対する病原体の確定等

(ウ) 国は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することができることとする。

市は、県とともに、このことについて国が示す対応方針を周知する。

(エ) 市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

### ウ 医療機関等への情報提供

市は、引き続き、国及び県から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点

的に提供する。

#### **エ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用**

市は、県から提供を受けた抗インフルエンザウイルス薬について、保健所や感染症指定医療機関等に対する予防投与用としての活用を中止する。

#### **オ 在宅で療養する患者への支援**

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### **カ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

市は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

(ア) 医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(イ) 国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるとき臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととする。その際は、事前に県と協議を行うことを基本とする。

### **(7) 市民生活及び経済の安定の確保**

**(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、市民相談室、総務課、資源リサイクル課、市民課、産業雇用課、社会福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、水道課、市民税務課、環境経済課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)**

#### **ア 事業者の対応**

国内発生期の記載を参照

#### **イ 市民・事業者への呼び掛け**

国内発生期の記載を参照

#### **ウ 遺体の火葬・安置**

(ア) 市は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

(イ) 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、



国や県等と連携して、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(ウ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、国は緊急の必要があると認めるときは、国が定める埋葬及び火葬の手続等の特例に基づき対応する。

(エ) 市は、県からの要請に応じ、遺体の埋葬及び火葬についての墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等の実施について、適宜協力する。

## **エ 新型インフルエンザ等発生時の高齢者世帯、障がい者世帯等への生活支援等**

市は、県等の要請に応じ、関係団体の協力を得ながら、在宅の高齢者、障がい者等の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

## **オ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ次の対策を行う。

### **(7) 業務の継続等**

a 市は、国から示される事業者の事業継続のための法令の弾力的運用の周知について、適宜、県に協力する。

b 市は、事業者等における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員より患状況等の確認及び必要な対策の検討について、適宜、県に協力する。

### **(4) 水の安定供給**

国内発生期の記載を参照

### **(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ**

市は、県等と連携して、市内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

### **(I) 生活関連物資等の価格の安定等**

a 市は、県等と連携して、市民生活・経済の安定のために、物資の安定及び生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

b 生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 6 小康期

予想される状況
○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○大流行は一旦終息している状況
目的
1) 市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### (◎健康づくり推進課、危機管理防災課、環境経済課)

##### ア 基本的対策方針の変更

市は、国が小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示し、県が、小康期に入ったことを宣言したときは、「加須市災害対策本部会議」を開催し、県の第二波の流行に備えた対策等を踏まえ、小康期における対策等を検討、実行する。

##### イ 緊急事態解除宣言

市は、緊急事態宣言がされていた場合であって、国が緊急事態措置の必要がなくなったと判断し、緊急事態措置解除宣言を行った場合は、緊急事態宣言に基づく措置を中止する。

なお、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められる場合は、国は緊急事態解除宣言を行う。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認める場合」とは、具体的には次の場合をいう。

- (ア) 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- (イ) 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- (ウ) 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したときよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みだった場合などで

あり、国内外の流行状況、国民生活・経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定するものとされている。

#### ウ 実施体制の縮小等

市は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、若しくは感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨を公表されたとき、又は感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める法令が廃止されたときに、国が政府対策本部を廃止し、かつ県が対策本部を廃止した場合は、市災害対策本部を廃止し、平時における体制（新型インフルエンザ等予防対策会議）に移行する。

#### エ 対策の評価・見直し

市は、有識者等の協力を得て、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画・県行動計画等の見直しを踏まえ、必要に応じて市行動計画等の見直しを行う。

### (2) サーベイランス・情報収集

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、環境経済課)

#### ア 情報収集

市は、引き続き、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、対策等）を収集する。

#### イ サーベイランス

市は、県等と連携して感染症に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、サーベイランス、情報収集に関しての取組等に協力する。

### (3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、秘書広報課、環境経済課)

#### ア 情報提供

(ア) 市は、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(イ) 市は、市民から健康相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

#### イ 情報共有

市は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝

達、現場での状況を把握する。

#### ウ コールセンター等の体制の縮小

市は、国及び県等からの要請を踏まえ、相談窓口等の体制を、適宜、縮小する。

### (4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、秘書広報課、総務課、社会福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課、図書館課、市民税務課、環境経済課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

市は、流行の第二波に備え、市民等に対し、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報を提供し、注意喚起等を行う。

### (5) 予防接種

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課)

#### ア 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

### (6) 医療

(◎医療体制推進課、健康づくり推進、国保年金課)

市は、県等からの要請に応じ、医療に関しての取組等に適宜協力する。

### (7) 市民生活及び経済の安定の確保

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、市民相談室、市民課、社会福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、市民税務課、環境経済課)

#### ア 市民・事業者への呼びかけ

(ア) 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行動をとるよう呼びかける。

(イ) 市は、県等が行う、事業者等に対する、食料品、生活必需品等の価格の高騰、買い占めや売り惜しみの防止・回避等に係る要請等について、適宜協力する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (7) 業務の再開

a 市は、県等と連携し、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のため縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

b 市は、県が行う、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対する被害状況等の確認の要請及び、流行の第二波に備え、事業を継続していくための必要な支援について、適宜協力する。

**(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

市は、国内・県内の状況等を踏まえ、国内発生期で講じた措置を継続するが、国及び県等と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。